

出席停止のお知らせ

今般、お子様が学校感染症()にかかれたという連絡を受けました。
学校保健安全法の規定により、また本人の休養と他の児童・生徒への感染を防ぐため、出席停止と致します。(この
休み期間中は、欠席扱いにはなりません。)

出席停止期間は下表のとおりですが、医師の登校許可があるまでは外出は控えて、ご家庭でゆっくり療養するよう
にしてください。

なお、医師の登校許可が出ましたら、保護者が必ず下記の『登校許可届』を記入の上、お子様に持たせ、学校に提
出してください。

【学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準】

感 染 症 の 種 類		出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 一 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、 ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリ ア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候 群、鳥インフルエンザ(H5N1)新感染症、指定 感染症	治癒するまで
	インフルエンザ(H5N1は除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
第 二 種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態 が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第 三 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染 症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 (はやり目)、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝 染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコ プラズマ感染症、感染性胃腸炎、他学校長が 認めたもの	条件により出席停止となる感染症であり校長が学校医、またはその他の医師 の意見を聞き期間を決定

※但し、症状により医師が他への感染の恐れがないと認めたときは、この通りではない。

..... き り と り せ ん

登 校 許 可 届

令和 年 月 日

学校感染症()にかかりましたが、医師の許可が出ましたので登校させます。

出席停止期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

診療を受けた医療機関名

学校長様

年 児童・生徒氏名

保護者氏名